

鳥取市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第 3 6 号

鳥取市会計規則の一部を改正する規則

鳥取市会計規則（昭和 3 9 年鳥取市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 0 条の見出し中「督促手数料等」を「延滞金」に改め、同条中「督促手数料又は」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の鳥取市会計規則の規定は、この規則の施行の日以後に発した督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。